

県立野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第78号

県立野球場条例の一部を改正する条例

県立野球場条例（昭和45年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			グラウンド及びスタンドの利用料金の上限額						附属の施設の利用料金の上限額			附属の設備の利用料金の上限額	
			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			屋内練習場	トレーニング室	研修室	照明設備	その他の附属の設備
			8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで					
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	円 4,380	円 5,470	円 7,450	円 5,260	円 6,570	円 8,950	1時間までごとに学生及び生徒 1,830円 一般 3,660円	1人1回につき学生及び生徒 150円 一般 320円	1時間までごとに学生及び生徒 460円 一般 940円	1 入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用するとき。実費を基準として知事が定める額 2 その他の場合 1時間までごとに 176,600円	1件又は1式につき3,730円の範囲内で知事が定める額
		一般	8,760	10,950	14,890	10,510	13,150	17,870					
	その他の催しに使用する場合	26,290	32,870	44,690	31,550	39,460	53,630						
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	13,140	16,440	22,350	15,770	19,720	26,810					
		一般	26,290	32,870	44,690	31,550	39,460	53,630					
	その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の360人分に相当する額			1日までごとに1日の最高入場料の480人分に相当する額								

	(その額が560,980円に満たない場合は、560,980円)	(その額が701,440円に満たない場合は、701,440円)					
第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1日までごとに1,320円						

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。